

# 電子申告に関する要望事項 (e-Tax 編)

令和3年6月22日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

電子申告制度は平成 16 年に運用が開始され、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、昨年 4 月より大法人の電子申告義務化が開始され、また、中小法人についても、平成 30 年 3 月末に改訂された『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において、電子申告の利用率 85%以上の数値目標が掲げられている。

さらに、昨年 12 月に財務省及び総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和 5 年度末までに法人税及び法人消費税のオンライン利用率は 90%超、法人住民税・法人事業税のオンライン利用率は 85%とする目標が設定された。

これらの目標を達成するためには、e-Tax、eLTAX、電子納税の使い勝手の改善、国税と地方税との情報連携の徹底といった納税者に対する利便性向上策を示し、納税者が電子申告を始めやすい環境を整備していく必要がある。

デジタル社会形成基本法では、事業者が自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めることとされており、また、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても、未だ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られており、また、税理士の関与割合の多い法人税において高いオンライン利用率が示しているように税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を国税当局と協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性の更なる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において示された eLTAX と e-Tax の連携を推進していくことが望ましいと考えられる。

## 【重要要望項目】

### (税理士資格の証明)

#### 1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

現在は開始届出の提出時に税理士登録の有無を確認して「代理送信の可否」を判断しているところ、令和6年に稼働を予定している「国家資格等情報連携・活用システム」と連携することにより、マイナンバーカードを使って代理送信した者が電子的に税理士であることを確認できるようになることから、申告・申請に付されている電子署名で税理士であるかの確認をできるようにすること。

### (行政手続きの電子化関係)

#### 2. 行政手続きの電子化に際して、円滑な税務代理が行えるよう配慮すること。

##### (1) マイナポータルについて

令和3年1月より、マイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携が開始され、納税者自身が確定申告書等作成コーナーを利用した所得税確定申告書の作成に大きな利便性向上が見込まれると同時に、税理士にとってもマイナポータルに集約される関与先納税者の情報を取得することにより利便性向上が見込めることから、以下の改善を図って利便性を向上させること。

##### ○ 対応企業を増やすこと

令和3年10月に生命保険会社、損害保険会社、共済、また、令和4年1月にはふるさと納税ポータルサイトの運営会社が対応企業に追加されることから、この仕組みの利点は一括で控除情報を取得できることにあるため、今後も対応する企業を増やすこと。

##### ○ e-私書箱との連携を簡便化すること

実際にマイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携機能を利用したところ、対応企業とe-私書箱を連携させる手続きが煩雑で作業を諦めた、e-私書箱を介さずにマイナポータルに情報を入れてもらいたいといった声が多かったことから、対応会社とe-私書箱の連携が簡便なものとなるよう要請してもらいたい。

##### (2) 行政手続きのオンライン・ワンストップ化について

社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化、法人デジタルプラットフォームなど、行政手続きのオンライン・ワンストップ化を進めていく過程においては、手続きの実態を踏まえて税理士が代理で手続きを行うことができるよう配慮すること。

## (税務調査)

### 3. 税務調査に関して、政府方針に沿って「書面、押印、対面主義からの脱却」を図ること。

#### (1) 調査の事前通知について

納税義務者又は税務代理人に対する調査の事前通知は電話を用いて行われているが、調査の日時、場所、対象税目等の通知事項について e-Tax のメッセージボックスに格納する方法でもできるようにすること。

#### (2) 調査時に提出する書類について

調査当日に提示・提出した帳簿書類、その他物件とは別に郵送等で補足資料の提出を求められる。これら提出書類について e-Tax を通じて提出できるようにすること。

#### (3) 調査終了の手続きについて

調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合は納税義務者又は税務代理人にその旨を書面により通知し、また、更正決定等をすべきと認める場合は修正申告等の勧奨や申告書を提出した場合に不服申立てはできない旨の書面を交付することになっている。これら書面による通知、交付をメッセージボックスに格納する方法でもできるようにすること。

また、更正決定等をすべきと認める場合に納税義務者又は税務代理人に対して調査結果の内容を説明する際は、国税通則法施行令第 31 条の 3 で規定される方法と同様に映像等の送受信による通話の方法でもできるようにすること。

## (利用可能時間)

### 4. 利用可能時間を拡大すること。

e-Tax の利用可能時間について、更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、ニーズの高い以下の休止日について利用可能とすること。また、マイナポータル等他の行政システムとの連携状況や、サーバー監視・障害管理の技術的發展を踏まえつつ、将来的にはメンテナンスに必要な時間を除いての運転が可能となるよう検討すること。

#### ○ 運転を希望する日

1. 毎月の最終週の前週土曜及び日曜
2. ゴールデンウィーク期間中

## (e-Tax 利用の簡便化に伴うセキュリティ強化関係)

### 5. メッセージボックスのセキュリティ強化に関し以下の改善を図ること。

#### (1) メッセージボックスの視認性について

納税者が委任関係の登録手続きで「納税者カナ氏名(税理士表示用)」を変更しなければ、「申告のお知らせ」の転送先である税理士のメッセージボックスには「納税用カナ氏名」が表示される。これを 1 件ずつ視認することは非常に困難であり委任関係の解除時に誤って選択する虞があることから、ソート機能を設けるなど検索を可能とすること。

## (2) ID・パスワード方式で申告した者への対応

ID・パスワード方式で申告した納税者は、電子証明書を所持していないとメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できない。

ID・パスワード方式による申告が大きく伸びる一方で、マイナンバーカードの普及は進んでおらず、申告に必要な情報を閲覧できない納税者は増加の一途をたどっている。

このため、ID・パスワード方式の申告を見直すことができるよう早急にマイナンバーカードの普及が必要であることから、令和3年1月から開始されたマイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携機能の利便性を向上させてマイナンバーカードの普及を進展させること。

### (添付書類)

## 6. 添付書類等のイメージデータによる送信について改善を図ること。

### (1) 提出可能な添付書類の拡大

イメージデータで提出できる書類は、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成書類及び税務署が提出を求める一部の書類が対象となっている。これに関し、以下の添付書類については別途書面での提出を求められることがあることから、イメージデータでの提出を可能とすること。

また、申告書作成の際の検討書類など、任意で提出している書類についてもその有用性等を踏まえイメージデータでの提出を可能とすること。

### ○ イメージデータでの提出を希望する書類

税目	任意で提出している書類	枚数、容量
法人税	議事録、定款	A4 1～10枚
	権利能力なき社団の役員変更の際の議事録	A4 1～2枚
	減価償却資産内訳明細書	A4 1～50枚
	協同組合等の決算書	A4 5～10枚
所得税	譲渡所得関連資料 (売買契約書、領収書、財産評価等の根拠書類(謄本、契約書、図面))	A4 5～10枚
消費税	科目明細書	A4 1～10枚
相続税	土地の評価資料 (現況の写真、全部事項証明書、地積測量図、公図、賃貸借契約書)	A4 5～10枚
贈与税	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書	A4 2～5枚

## (2) 送信方法の改善

利用者が1送信あたりの容量を勘案して複数回に分けて送信するのではなく、自動で分割送信を行うなど、操作性を改善すること。また、添付可能な容量を判断するため、システ

ム側で判断している送信容量を表示すること。

### (3) 制限の撤廃

確定申告書等作成コーナーにおいて配偶者控除、扶養控除又は障害者控除に 1 円以上の金額が入力されていないとイメージデータの提出ができない。配偶者控除等がなくても納税者の申告において添付書類が必要なケースは存在することから、以下の書類についてイメージデータでの提出を認めること。

- ・ 少額減価償却資産明細

### (メッセージボックス関係)

## 7. メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

### (1) 受信通知の表記の改善

現在、詳細確認画面名が「メッセージ詳細 (受信通知)」、本文のタイトルが「メール詳細」となっている表記を「受信通知」に変更し、税務署が受領したことが分かりやすい表記に改善すること。

### (2) 税務署からのお知らせ等メールの表記改善

税理士のメールアドレス宛には関与先の件数に応じて大量のメールが格納され、詳細を確認するのに時間を要している。国税庁からのお知らせに関して件名に詳細を付記する、宛名登録をせずとも宛名を表示させるなど多くの手続きを踏むことなくメールがどの納税者を指し、また、内容が推測しやすいものにする事。

### (3) メッセージボックスの発展的なシステムの構築

税務署から税理士に対して提出を求められる一般取引資料せん、関与先名簿や従業員名簿、納付指導・相談チェック表などの法定外文書を税務署窓口へ提出する必要がある。これらの文書を電子的に送信することが可能になると、納税者の事務手続面での利便性が大きく向上し、また、税務署からの照会文書の送付及び回答に活用できることが想定される。このため、上記文書について、税務署と納税者及び税理士の間で電子データのやり取りが可能なシステムの構築を目指すこと。

### (その他)

## 8. システム変更を早急に行うこと。

### (1) ブラウザへの対応

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。特に、ブラウザソフトについては一般的なシェア状況に応じて対応すること。また、今後のアップデートに関してはプレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、アップデート後すみやかに対応できるようにすること。

## (2) 確定申告書等作成コーナー

全てのソフト・コーナーにおいて Google Chrome 及び最新版の Microsoft Edge に対応するとのことであったが、確定申告書等作成コーナーで税理士が代理送信を行うページは IE のみの対応であることから、他と同様に Google Chrome 及び最新版の Microsoft Edge に対応すること。

## 【要望項目】

### （システム改善要望）

#### 1. e-Tax ソフト（WEB 版・SP 版含む）や確定申告書等作成コーナーについて、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

国税庁が提供する e-Tax ソフトを含めた各システムについては、民間の会計ソフトでは対応していない申告・手続が網羅されていることや、確定申告書等作成コーナーは税務支援事業で使用する機会が増えている。

このことから、本会に対して、各税理士会から寄せられた e-Tax ソフト等に関する改善要望を、利用者である納税者及び税理士（税理士会）の利便性に重点を置いた「システム改善に関する要望事項」として取り纏め共有するので、これを踏まえ、今後の利便性向上策をご検討いただきたい。

#### 2. 申告に必要な情報の確認方法について。

##### （1）各申告のお知らせへ以下の情報を追記すること

###### ① 「確定申告等についてのお知らせ」

- ・ 消費税の基準期間の課税売上高
- ・ 消費税の各種届出の提出状況と適用年月日
- ・ 還付税額と還付加算金

###### ② 「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について」

- ・ 個人についても法人と同様に「一般課税」「簡易課税」を表記すること
- ・ 課税事業者でない場合も届出書の提出状況を記載すること

##### （2）申告のお知らせの格納状況について改善すること

消費税課税期間特例選択届出書を提出して課税期間を短縮している場合について、その事業年度最初の課税期間にその後の課税期間分をまとめて格納するのではなく、各課税期間の申告時期に合わせて格納すること。

##### （3）届出の適用状況等の確認方法について改善すること

事業用資産の買換えの特例や相続時精算課税制度の適用状況など、将来の申告に影響する情報や消費税の届出状況について、申告のお知らせへ記載するか、e-Tax 受付システムから確認可能とすること。

### （利用者識別番号・暗証番号）

#### 3. メッセージボックスの引継ぎを可能とすること。

利用者識別番号及び暗証番号を失念し、郵送での回答が間に合わない場合、申告期限までに電子申告を行う方法として、新たな利用者識別番号を取得する場合がある。利用者識別番号を再取得した場合は、過去の利用者識別番号とともにメッセージボックスの内容が削除さ

れてしまい、過去の申告内容等が閲覧できなくなってしまうことから、過去に申告・申請の実績がある場合には、本人確認を行うことで新たな利用者識別番号へメッセージボックスの内容を引き継ぐことを可能とすること。

#### **(電子納税・ダイレクト納付)**

### **4. 電子納税・ダイレクト納付について改善を図ること。**

#### **(1) ダイレクト納付の振替日について**

現在、政府では令和 7 年までにキャッシュレス決済比率を 40%にする目標を掲げ、キャッシュレス決済の促進を図っているところ、国税についてもダイレクト納付の利用が求められている。

これに関し、積極的にダイレクト納付を利用するインセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の 1 か月後を振替日とすることができるようにすること。

#### **(2) 対応金融機関の拡大**

より一層の利便性向上のため、農業協同組合やネット銀行などすべての金融機関でダイレクト納付ができるよう働きかけること。特に、地方税共通納税システムで利用可能な金融機関へはすみやかに対応すること。

#### **(納付手続き)**

### **5. 納付手続きを拡充すること。**

#### **(1) コンビニ納付 (QR コード) について**

QR コードを利用したコンビニ納付について、利用可能コンビニを拡大すること。

#### **(2) QR コード決済について**

急速に普及しつつある QR コード決済を含む電子決済に対応すること。

#### **(その他)**

### **6. e-Tax で利用可能な税目・手続きを拡大すること。**

電子申告制度が、納税者の利便性向上の観点から導入されているものである以上、基本的にはできる限り多くの税目・手続きをその対象とすべきである。このため、未だ e-Tax で提出することのできない消費税の準確定申告に対応すること。

### **7. 上記以外のシステム面等に関する要望事項について継続的に協議の場を設けること。**

上記以外のシステム面等の要望事項については、国税庁と日本税理士会連合会との間で継続的に協議の場を設けること。

## **8. 相続税の電子申告で利用者識別番号の取り違えが発生しないようにすること。**

平成 28 年 1 月以降、利用者識別番号と申告書の内容（生年月日等）をチェックして内容が異なるものは送信段階でエラーメッセージを表示させることとなっているところ、相続税の申告書第 1 表についても利用者識別番号と申告書の内容をチェックして内容が異なるものはエラーメッセージを表示させること。

### **（地方税との情報連携の徹底）**

## **9. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。**

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル手続法」でも示されている通り、行政手続き全体のオンライン・ワンストップ化が進められているところ、e-Tax と eLTAX についても開始届出や利用者の ID の一本化など情報連携を一層進展させること。

以上